

令和 8 年度

練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達に係る
プロポーザル募集要領

令和 8 年 1 月 26 日

練馬区教育委員会事務局
教育振興部 教育施策課

1 目的

本要領は、「令和8年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達」について、最適な事業者の選定を価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から選定を行うプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件 名

令和8年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達

(2) 履行期間

令和8年5月15日から令和8年5月31日まで

(3) 履行場所

区立中学校 33校、練馬区役所

詳細は、資料1「提案依頼仕様書」のとおり

(4) 業務内容

クラウド版デジタル採点システムのライセンス調達

詳細は、資料1「提案依頼仕様書」のとおり

(5) 概算経費

3,828,000円（税込） ※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格および欠格条項

3-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

(1) 令和3年度以降に、練馬区および他自治体の公立学校または私立学校等（学校教育法第1条に規定する学校）において、本件で提案するデジタル採点システムを導入、運用した実績を有していること。

(2) 下記の営業種目について、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにより定められた共同格付による等級区分が、応募届提出時点においてA、BまたはCであること。

営業種目：121 情報処理業務

(3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001、JIS27001）の認証を受けていること。

(4) 資料4「情報の保護および管理に関する特記事項」やその他関係法令等で求められる個人情報の安全管理措置について、遵守できること。

(5) 後述に定めるシステムの操作性等審査（4-7(3)）に必要なテスト用アカウントおよび利用環境を提供できること。

3-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

4 選定方法

4-1 日程（予定）

(1) 提案依頼開始（公示）	令和 8 年 1 月 26 日（月）
(2) 応募届〆切	令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時
(3) 質問〆切	令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時
(4) 質問回答日（最終）	令和 8 年 2 月 20 日（金）
(5) 提案書等提出〆切	令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時
(6) 参加辞退届提出〆切	令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時
(7) 一次審査 結果通知発送	令和 8 年 3 月 9 日（月）
(8) 二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 1 時～4 時
(9) 二次審査 結果通知発送	令和 8 年 4 月 上旬

4-2 応募届の提出

参加を希望する者は、〔提出様式ア〕応募届を以下に従い提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで
※ 受付時間は土、日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出方法

以下に持参すること。（郵送は不可とする。）

教育施策課教育 ICT 環境整備係（練馬区役所本庁舎 11 階）

4-3 質問および回答

募集に関する質問は、〔提出様式イ〕質問票に簡潔に記載し、つぎのとおり提出すること。

(1) 質問期間

応募届提出後から令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時まで

※ 期限を過ぎた質問は受け付けない。

(2) 質問方法

「9 問合せ先・担当」宛に電子メールに〔提出様式イ〕質問票を添付して提出すること。

※ 電子メールの件名は、つぎのとおりとすること

【練馬区デジタル採点システム事業者選定】質問票の提出

(3) 回答方法

回答は令和8年2月20日（金）までに、応募届を提出した全ての事業者に、質問者名を伏せた上で電子メールにて送付する。送付先は応募届に記載されたメールアドレスとする。

4-4 提案書等の提出

応募届を提出した者は、提案書等の作成にあたり資料2「提案書等作成要領」に従い、以下のとおり提案書等を提出すること。

(1) 受付期間

応募届提出後から令和8年3月2日（月）午後5時まで

※ 受付時間は土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

以下に持参すること。（郵送は不可とする。）

教育施策課教育ICT環境整備係（練馬区役所本庁舎11階）

※ 必ず事前に本件担当者に電話連絡を行い、来庁日時を予約したうえ持参すること。

(3) 提出書類一覧

下表のとおり。

提出書類	提出部数 (紙媒体)
ア 関 す る 事 業 提 案 に	ア)企画提案書 ※ 表紙に〔提出様式ウ〕提案書表紙を付すこと
	イ)〔提出様式エ〕受託実績一覧表
	ウ)〔提出様式オ〕要件適合表
	エ)見積書
	オ)会社概要
	カ)上記ア)～エ)の提出書類一式のデータを記録した磁気記録媒体 (DVD-ROMもしくはCD-ROM)
イ	キ)提案するシステムのテスト用アカウント 資料5「操作性等確認用シナリオシート」に記載した作業を行う権限を有する1学校分のテスト用アカウント
	ア)直近2か年の決算報告書(貸借対照表等の税務申告書類一式、

	営業報告書、付属明細書、キャッシュフロー明細書、事業概況説明書またはそれに代わるもの)	
	イ)登記簿謄本等、区内に本店を有することを証する公的な書類 ※練馬区内に本店を有する場合のみ、該当しない場合は提出不要	正本1部
	ウ)東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格受付票の写し（裏面印鑑証明部分を含む。）	正本1部
	エ)情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001、JIS27001）の認証書類の写し	1部

(4) 提出にあたっての留意事項

ア (3) 提出書類一覧の「ア 事業提案に関する書類」は、以下に従い取りまとめたうえ、必要部数を提出すること。

- ① ア)～オ)を1セットとし、左綴りのA4判紙製ファイルに順番に綴ること。
- ② 書類ごとにインデックス等で表示を行うこと。
- ③ 表紙、背表紙には法人名を記入すること。
- ④ A3判用紙は折り返して綴じ込み、広げられるようにすること。
- ⑤ カ)およびキ)は、封筒などに入れてまとめて提出すること。

イ (3) 提出書類一覧の「イ 法人の資格に関する書類」は封筒などに入れてまとめて提出すること。

(5) 提出書類等の差し替えおよび再提出

(1)受付期間における応募届、提出書類の差し替え、再提出は可とする。なお、受付期間終了後の差し替え、再提出は認めない。

4-5 辞退

応募届または提案書等を提出した者が参加を辞退する場合は、令和8年3月2日（月）午後5時までに〔提出様式カ〕辞退届を以下に持参すること。

教育施策課教育ICT環境整備係（練馬区役所本庁舎1階）

4-6 評価機関

提案書等の審査および受託事業者の選定は、「令和8年度 練馬区立中学校におけるデジタル採点システムの調達事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が資料3「提案等評価基準」に基づき実施する。

4-7 評価手順

(1) 形式確認

参加事業者が提出した提案書および見積書について、資料2「提案書等作成要領」に定める要件を満たしていることを確認する。要件を著しく満たさない提案は失格とし、

その後の審査は行わない。

(2) 一次審査

- ア 提案書等の内容について書類審査を行う。必要に応じて、提案書等の内容について、区担当者から質問する場合があるので対応すること。
- イ 審査結果に基づき、上位3者程度を二次審査の対象とする。
- ウ 一次審査の選考結果については、本件において提案書等を提出した事業者に対して令和8年3月6日（金）（予定）に電子メールおよび書面で通知する。

(3) システムの操作性等審査

- ア 一次審査を合格した事業者に対して、二次審査前に答案用紙の事前設定、採点および返却用答案・個人成績表の出力等の基本的な操作を行い、操作性および画面の見やすさを審査する。具体的な操作内容は資料5「操作性等確認用シナリオシート」のとおり。
- イ 審査結果については、二次審査で評価する。

(4) 二次審査

一次審査を合格した事業者は、以下の事項に従いプレゼンテーションを実施すること。

ア 実施日時

令和8年3月18日（水）午後1時～4時

※ 開始時間は一次審査結果通知で案内する。

イ 実施場所

練馬区役所（練馬区豊玉北6-12-1）

※ 担当者が審査会場へ案内する。

ウ 説明時間等

（ア） 説明時間：20分

※ 説明時間を超過した場合は、途中で説明を終了すること。

（イ） 質疑応答：15分

エ 説明者・参加者

（ア） 説明は、本件を受託した場合に予定しているプロジェクトリーダーが行うこと。

（イ） 会場の都合上、入室者は5名以下とすること。

オ 説明内容・説明方法

（ア） 区が求める内容についてプレゼンテーションで説明すること。詳細は一次審査結果通知で案内する。

（イ） 説明上、必要に応じて提案書等の要約資料を用意することを可とする。なお、要約資料については、提案書等と齟齬がないよう注意すること。

（ウ） 説明用の機器（プロジェクタ、スクリーン、HDMIケーブル）は区が用意する。

それ以外の機器（パソコン等）は各提案者で用意すること。

（エ） 質疑応答にあたっては、委員からの質問に対し、分かりやすく簡潔に答え、速やかな会議進行に努めること。

(5) 選定

- ア 提案書等およびプレゼンテーションの内容について二次審査を行う。

- イ 選定委員会が評価し、本件の第一優先交渉事業者を選定する。
- ウ 選定結果は、プレゼンテーションを実施した事業者に対して、令和8年4月上旬（予定）に電子メールおよび書面により通知する。

5 受託候補者との協議

第一優先交渉事業者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、協議内容には、追加提案に係る提案内容および提案金額を含むものとする。

また、第一優先交渉事業者が本件の契約を辞退した場合、契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定する。

6 情報公開

本件における業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、資料4「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱う。

7 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提案書等の提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、失格の扱いとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 区が貸与した資料については、本件の関係者のみが閲覧できるものとし、複製は行わないものとする。また、本プロポーザル終了後（結果通知受領後）もしくは辞退届提出後に速やかに区に持参のうえ返却すること。
- (8) 本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

8 本件で提示する資料・様式一覧

本件で提示する資料・様式については以下のとおり。

No.	資料名	資料名
1	資料1	提案依頼仕様書

2	資料 2	提案書等作成要領
3	資料 3	提案等評価基準
4	資料 4	プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準
5	資料 5	操作性等確認用シナリオシート
6	提出様式ア	応募届
7	提出様式イ	質問票
8	提出様式ウ	提案書表紙
9	提出様式エ	受託実績一覧表
10	提出様式オ	要件適合表
11	提出様式カ	辞退届

9 問合せ先・担当

所属 練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育施策課 教育 ICT 環境整備係

担当 下間、伊藤

電話 03-5984-1065

E メールアドレス ATGAKK001@city.nerima.tokyo.jp